# 庄内消費生活センター情報2月号

♣ ♣ 🖰 🖰 🖰 😤 ♣ 🗣 🗗 🖰 🖰 🖰 🕾 ♣ 🗗 🖰 🗎 🗎 ♣ 🗗 👚 ♠和 6 年 2 月 1 日発行







## 光回線 電気 ガス





料金が今より安くなると 勧誘されたが、逆に高く なった

大手通信会社を名乗っ ていたが、実は別の事 業者だった

電気の検針票に記載さ れた情報を教えたら、知 らないうちに契約が切り 替えられていた









契約内容をよく理解していないのに、

勧誘されるがまま契約書にサインしないようにしましょう!

月々の料金が「お得」「安くなる」と言われても、

工事費等も入れて全部でいくら払うことになるのか確認を!

- ■勧誘されたら、事業者名、連絡先、契約内容について、わかるまで説明してもら いましょう。
  - ・ 光回線・・・サービス名、料金、解約時の違約金の有無等も確認を。
  - ・電気、ガス・・・料金プラン、算定方法、料金の割引期間等の条件も確認を。
- ■光回線契約は、契約書面が届いた日を含めて8日以内に書面で申し出れば、解約料 (違約金)の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料、工事費、利用した サービス料は支払う義務があります。
- ■電気やガスの検針票の記載情報(氏名、顧客番号、供給地点特定番号等)は重要な 個人情報です。不用意に教えてはいけません。
- ■電話や訪問で勧誘を受けて電気やガスの契約の切り替えをした場合、契約書面を受 け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。
- ■困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☆ 消費者ホットライン『188』 ➡最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応:午前10時~午後4時受付 ※年末年始を除く)

☆ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



## 災害に便乗した悪質商法にご注意を!!

災害後は、被災地域、被災地域以外に関わらず、

便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生します。

事例1 見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた 業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必 要だ。」と言われた。

事例2 「保険金を使えばタダで住宅修理ができる。」 と言われた。本当か。

事例3 市役所を名乗り、義援金を集めると訪問された。信用できるか。



#### \*\*\* トラブルにあわないために \*\*\*

- ■不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ■住宅修理等の勧誘をされてもすぐに契約せず、複数の業者から見積りを 取ったり、周囲に相談するなどし、よく考えましょう。
- ■契約したくないときは、キッパリ断りましょう。
- ■保険金が支払われるかはわかりません。業者の言葉を鵜呑みにせず、自分で加入先の保険会社に相談してください。
- ■保険の申請は自分でできます。申請手続きを業者に頼むと、 手数料等を請求される場合があります。
- ■公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。
- ■義援金は、募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、納得した 上で寄付しましょう。



## 消費生活無料法律相談会開催日

・2月7日(水)

午後 1 時 30 分から

• 3月6日(水)

午後3時30分まで

※相談時間は<u>お一人様30分</u>となります。事前予約制となっております ので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

### 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時~午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください





交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。 山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452